

ペットはあなたの大切な家族です

近年、少子高齢化や核家族化が進む中で、家族の一員としてペットを飼う家庭が増えています。一方、心無い飼い主によるペットの遺棄や虐待、また、近隣とのトラブルなど、多くの問題も発生しています。毎年、9月20日から26日まで「動物愛護週間」です。社会の中で動物たちとともに生きるために、動物の正しい飼い方について考えてみませんか。

「飼っている」とは「育てる」こと

テレビや雑誌などに登場する動物たちの愛くるしい姿を見て、「かわいい」「飼いたい」と思う人は多いのではないのでしょうか。また、捨てられた子犬や子猫を見ると「かわいそう」「なんとかしてあげたい」と、思うこともあるでしょう。

しかし、一時の感情だけで動物を飼うのは無責任というものです。なぜなら、飼うということは、その動物の「命を預かり育てる」ということだからです。

飼う前に考えたい大切なこと

動物を飼うことは、楽しいことばかりではありません。鳴き声がうるさかったり、病気になったり、飼い主に面倒をかけることもあります。

適切な繁殖制限をする

多数の動物を飼うことで、周辺の生活環境に迷惑を掛けていません。飼い主は、飼っている動物から生まれる新しい命にも責任を持たなければなりません。繁殖を希望しない場合は、飼い主の責務として不妊去勢手術などを行い、繁殖を制限することが法律でも定められています。健康な体にメスを入れることには抵抗があるかもしれませんが、動物は本能で繁殖を行います。不妊・去勢手術は、1回の処置で一生涯、望まない命を生み出さないとても効果的な措置であり、捨て犬や捨て猫などかわいそうな動物を増やさないためにも大切なことです。



動物による感染症の知識を持つ

人間とペットは非常に密着した距離で生活しているため、気付かずにペットを通して感染症にかかること

飼い主には時間や体力、気力、お金も必要なのです。「こんなに手が掛かるなんて」「もう面倒がみられない」などと思っても、一度飼いはじめたら最後まで責任を持つのが飼い主の義務です。

動物もわたしたちと同じ大切な命を持っています。飼い主には、動物を愛情と責任を持って育て、最後まで家族の一員として暮らす義務があることを忘れてはいけません。

また、飼い主には、人と動物がうまく共存していくために、飼育する動物が人に危害を加えたり、迷惑を掛けたりすることのないよう管理する責任があります。

そのためにも、動物を飼う前には、飼おうとする動物の習性などをよく調べ、責任を持って最後まで面倒を見ることのできるかどうかを、家族で話し合い、慎重に判断することが大切です。

があります。

そのほとんどは、かみ傷、引っかき傷、また、気付かずに排泄物に触れた手を口へ持つていくなどして細菌が感染するものです。

飼い主は感染症について正しい知識を持ち、動物を触った後は必ず手を洗うなど、身の周りや飼育環境を清潔に保ちましょう。



周りの人や環境に配慮する

動物を逃がしたり、放し飼いをしたりすることは、動物の事故だけでなく、周りの人や動物に危害を加えたり、排泄物や鳴き声などの迷惑をおよぼしたりすることにもつながります。また、逃げたり捨てられたりした動物が、野生動物の食物や繁殖場所などの棲息環境を奪い、自然生態系へ与えるさまざまな影響も問題となっています。飼い主は、飼っている動物が、周りの人々や自然環境に問題を生じさせないように、十分に管理しましょう。

問われる飼い主のモラル

最近、動物の遺棄や虐待、放し飼いや夜間の無駄吠えによる近隣とのトラブルなどが多く発生し、飼い主のモラルが問われています。社会の中で人間と動物が共存していくために、動物を飼う際には、飼い主が守らなければならないマナーとモラルがあります。

平成14年に定められた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」では、動物の飼い主は、命ある動物を飼う者としての責任を十分に自覚し、その動物を正しく飼うことが定められています。

具体的には、飼っている動物の健康や飼育環境に注意し、人に危害を加えたり、周囲に迷惑を掛けたりしないよう、飼い主には次のような責務が定められています。

危険な動物の飼育は申請を

ワニや毒ヘビなど、人の生命などに危害を加える恐れのある動物の飼育については、各都道府県などの条例により、事前に許可を取ることが義務付けられているものがあります。

遺棄・虐待に対する

罰金・罰則があります

法律により、愛護動物(牛、馬、豚、綿羊、ヤギ、犬、猫、ウサギ、あひるのほか、人が飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類)をみだりに殺したり傷付けたりした人には、一年以下の懲役または百万円以下の罰金が科せられます。

また、飼っている動物に故意に餌や水を与えず、衰弱させるなどの虐待や、遺棄した場合は、30万円以下の罰金などが科せられます。



飼い主を明示する

飼っている動物には、名札や、マイクログリップなどを付け、飼い主が誰であるか分かるようにしましょう。特に、犬については鑑札をつけることが「狂犬病予防法」で義務付けられています。



動物愛護週間 (9月20日～26日)

動物愛護週間は、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めることを目的に「動物の愛護及び管理に関する法律」により定められました。期間中は、国、地方自治体、関係団体が協力し、動物の愛護と管理に関する普及啓発のため、中央行事を実施するほか、全国各地でさまざまな行事が開催されます。

